

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
葛飾区

2 構造改革特別区域の名称
障害者福祉整備推進特区

3 構造改革特別区域の範囲
葛飾区全域

4 構造改革特別区域の特性

葛飾区では、障害者福祉の推進を重要施策のひとつに位置付け、これまで知的障害者援護施設や障害児（者）歯科診療所など、様々な施設を充実させてきたところである。特に、障害者の生活基盤の場及び日中生活の場の整備に関しては、他自治体に先駆けて充実を図るとともに、区民の理解と協力を得て物心両面にわたる「人にやさしいまちづくり」を展開している地域である。

また、葛飾区内の各障害者施設における給食調理については、福祉施設での給食業務専門的に扱う経験豊富な給食調理業者（区の入札参加登録事業者：11社）に業務を委託することにより、障害者等の特性に応じた食事の提供や障害者等との触れ合いをとおしたきめ細かで適切なケアなどの推進を図っており、平成16年度末までには、区内のすべての障害者施設で給食業務の委託化を進めることとしている。

5 構造改革特別区域計画の意義

葛飾区では、各障害者施設における調理業務を民間事業者へ委託することにより、効率的な施設運営と経済活動の活性化などの推進を図っている。しかし、知的障害児通園施設における調理業務については、これまで法令により施設の職員により行われるものとされており、民間事業者が参入する余地はなかった。

そこで、特区制度を導入し健全な競争環境による民間活力を活用することによって、利用児童の特性に合わせて安全で良質な食事を提供するとともに、民間事業活動の参入による地域経済の活性化を図る。

6 構造改革特別区域計画の目標

知的障害児通園施設の調理業務を民間事業者へ委託することにより、民間事業者の事業活動の活性化を図る。併せて、新たな雇用の機会の創出を図る。

また、調理等の経験豊富な民間事業者へ委託することにより利用児童一人ひとりに応じたきめ細かなサービスを提供する。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

障害児施設における調理業務を食材に関する知識の習得や調理技術、加工技術などの研鑽に励んでいる民間調理事業者に給食調理業務を委託することにより、給食内容の向上を図るとともに、より安全で良質な食事を園児に提供することができる。また、民間調理事業者に業務を委託することによる地域経済への波及効果や雇用の増大にもつながることが期待される。

施設運営者としても、民間調理事業者に給食調理業務を委託することにより、施設の固有職員を抑制することができ職員定数や人件費の削減につながり、ゆとりのできた職員や財源を有効に活用して、家庭的な雰囲気での給食を提供するといったサービスの向上や財源を給食以外のサービス事業に投入するなど、障害者福祉の充実に努めることができる。

【人件費、被服・保健衛生費、事務費等の試算】

直営の調理業務の場合：	30,000千円
調理業務を委託した場合：	18,227千円
コスト削減額：	11,773千円)

8 特定事業の名称

障害児施設における調理業務の外部委託事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特になし

別紙

1 特定事業の名称

909 障害児施設における調理業務の外部委託事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

葛飾区及び特区内の障害児施設

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成17年4月1日

4 特定事業の内容

葛飾区が、区内の（仮称）地域福祉・障害者センター内に設置する知的障害児通園施設での昼食提供に係る調理業務を民間事業者へ委託するもの

5 当該規制の特例措置の内容

葛飾区では、区の基本計画（平成9年度～平成18年度）に基づき、在宅の身体障害者や知的障害者に対して機能訓練や生活の自立を支援する「障害者地域自立生活支援センター」や「デイサービスセンター」などの機能を併せ持つ障害者センターの整備を図っている。また、区の行財政改革アクションプランを平成14年度から展開し、民間事業者の活力を活用した施設管理の効率化や委託による地域経済の活性化を推進しているところである。

したがって、平成17年度の知的障害児通園施設の整備にあたっては、特区制度を導入し、積極的に民間事業者の参入を促進することによって、効率的な施設運営と地域の雇用の創出、地域経済の活性化を実現するものである。また、委託にあたっては法令、通知を踏まえて、児童一人ひとりに応じた食材の選定、様々な形態の食事の提供に努めること等を条件として実施する。